

社会福祉法人改革に伴う
説明会資料 No4
《理事・監事・理事会編》



平成28年12月14日
旭川市福祉保険部指導監査課作成

1 社会福祉法人の理事

(1) 資格等(改正法第44条第1項, 第4項及び第6項)

① 資格要件(改正法第44条第4項)

理事には, 次に掲げる者が含まれなければならない。

- ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては, 当該施設の管理者

施設の管理者を理事にすることについて
(国のFAQより)

- ① 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているのであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問35)
- ② 「施設」とは、第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。
 ・第2種社会福祉事業であっても、**保育所**、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、**当該事業所等は同様に取り扱うこととする**。
 ・上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当。(H28. 11. 11 改訂FAQ問39-6)
- ③ なお、法人の職員の中に、それぞれの資格要件に該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能。
 (社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
 (H28. 11. 11 改訂FAQ問39-4))

② 欠格事由(改正法第44条第1項)

次に掲げる者は、理事となることができない。

ア 法人

イ 成年後見人又は被保佐人

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 改正法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ 暴力団員等の反社会的勢力の者(社会福祉法人審査基準第3の1の(6))

③ 特殊関係者の制限(改正法第44条第6項)

理事には、理事本人を含め、各理事について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

ただし、理事の親族等特殊関係者は3名を超えることはできない。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ その他厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

関係行政庁の職員からの役員 (国のFAQより)

関係行政庁の職員から役員を選任することは、改正法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当でない。

(H28. 11.11 改訂FAQ問30)

(2) 人数(改正法第44条第3項)

理事は、6人以上必要。

(3) 任期(改正法第45条)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。ただし、定款によって、その任期を短縮することができる。

※注意 「任期2年」と定めることは出来ない。

理事の任期について (国のFAQより)

- ① 理事の任期は、定款によって短縮することが可能とされているが、伸ばすことはできない。(改正法第45条ただし書)(H28.11. 11 改訂FAQ問31)
- ② 理事の任期を「2年」とする規定は設けることはできない。
(H28.11. 11 改訂FAQ問32)

- ③ 理事及び監事の任期の起算点は、「選任時」(評議員会で選任決議をした時)となる。就任承諾が遅れた場合であっても、任期の起算点は変わらない。また、評議員会が、理事及び監事の選任の決議の際に、効力発生日を後日に遅らせたとしても、任期の起算点は変わらないと解すべきである。(H28.11.11 改訂FAQ問33)

(4) 選任及び解任(改正法第43条第1項, 第45条の4 第1項)

理事は、評議員会の決議によって選任される。

また、理事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(5) 理事に欠員が生じた場合の措置 (改正法第45条の6第1項及び第2項)

1. 役員(理事及び監事)に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでのあいだ、役員としての権利義務を有する。
2. 役員に欠員により法人の事務が遅れることにより、損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁が利害関係人の請求又は職権により、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

理事の任期について (国のFAQより)

- ① 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる。(改正法第43条第2項)
定款によって、前任者の残任期間とすることが可能である。(改正法第45条ただし書)
(H28.11.11 改訂FAQ問34)

- ② 評議員については、定款の定めにより、補欠を選任しておくことが可能である。
また、任期を前任者の残任期間とすることができる。(改正法第41条第2項)
(H28. 11. 11 改訂FAQ問34の2)

(6)職務及び権限 (改正法第45条の16, 第45条の17 他)

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

理事定数 (国のFAQより)

(問)

改正法第40条第3項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が10名、評議員が21名で、平成29年4月1日から、評議員を7名とする場合(定款上7名)、それに合わせて、理事の定款上の人数を6名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が10名となり、定款に違反することになるがどうか。

(答)

1. 平成29年4月1日から有効な定款において、理事の員数が6名となっている場合には平成29年3月31日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらかじめ辞任をしてもらうことが適当である。
2. やむを得ない理由によりあらかじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の終結時までには辞任することが必要である。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問39-2)

理事長の職務・権限

- ア 選任(改正法第45条の13第3項)
理事会は、理事の中から理事長1人を選任する必要がある。
- イ 権限(改正法45条の17第1項)
理事長は、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- ウ 職務(改正法第45条の16第3項、第45条の14第9項)
理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・業務を執行する。
自己の職務の執行の状況を3月に1回以上、理事会に報告する。
ただし、定款によって、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上報告する旨を定めることができる。
※この報告は省略できない。

理事長の選任など (国のFAQより)

- ① 定時評議員会で選任された新理事による理事長の選定は、速やかに新たな理事長を選定することが必要であり、定時評議員会終結後、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能。
(H28. 8. 22 FAQ問13)
- ② 理事長の職務代理者を定めることはできないのか
- 改正法において理事長以外の理事の代表権の行使は認められていないので、理事長の職務代理者を定めることはできない。
 - 理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。また、事故等により理事長が欠けた場合は、理事会を開催して新たな理事長を選定することになる。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問39-5)

業務執行理事の職務・権限

※業務執行理事については、任意での設置(定款に規定する必要がある)

- ア 選任(改正法第45条の16第2項第2号)
理事長以外にも法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができる。
- イ 権限(改正法第45条の17)
業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限は有しない。
- ウ 職務(改正法第45条の16第3項, 法第45条の14第9項)
業務執行理事は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・業務を執行する。
自己の職務の執行の状況を3月に1回以上、理事会に報告する。
4月を超える間隔で2回以上報告する旨を定めることができる。
※この報告は省略できない。

理事長及業務執行理事以外の理事 (改正法第45条の13 第2項第2号及び第3号)

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担う。

理事と法人との関係(改正法第38条, 法第45条の16第1項及び第4項)

社会福祉法と理事との関係は、委任に関する規定に従うため、理事は、委任の本旨に従い、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」を負う。

※監事、評議員又は会計監査人も同様。

また、理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの監事への報告義務が課せられている。

損害賠償責任(改正法第45条の20～第45条の22)

役員等(理事, 監事若しくは会計監査人)又は評議員が, 委任された任務を怠ったときは, 次の責任が課される。

- ① 役員等又は評議員は, その任務を怠ったときは, 社会福祉法人に対し, これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ② 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは, 当該役員等又は評議員は, これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- ③ 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において, 他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは, これらの者は, 連帯債務者となる。

※特別背任罪及び贈収賄罪等については罰則規定がある。

2 社会福祉法人の監事

旭川市では, 監事は極力理事会へ出席し, 意見等を述べるように指導してきましたが, 改正法では, 監事の権限, 理事会への出席や報告の義務並びに責任を明確に定めることとなりました。

① 監事の資格

監事は必置の機関。(改正法第36条)また, 2名以上(改正法第44条第3項)

また, 監事には次の者が含まれている必要がある。(同条第5項)

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ 財務管理に関して識見を有する者

※監事には, 公認会計士又は税理士を登用することが望ましい。

(社会福祉法人審査基準第3の4の(5))

**財務管理に関して識見を有する者とは
(国のFAQより)**

公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが, 社会福祉法人, 公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的識見を有する者等も考えられる。

(H28. 11. 11 改訂FAQ問37)

ア 監事の欠格事由及び特殊関係者の規定は評議員と同じ。(改正法第44条第1項, 第7項, 第40条第1項)

イ 監事はその法人の評議員, 理事又は職員を兼ねることができない。
(改正法第44条第2項)

② 監事の選任・解任

監事の選任は, 理事と同様に評議員会の決議によるが(改正法第42条第1項), 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには, 監事の過半数の同意を得ることが必要。(同条3項で準用する一般法人法第72条第1項)

監事の任期, 監事の解任方法並びに監事に欠員が生じた場合の措置は, 理事と同様。
(改正法第45条, 第45条の4第1項, 第45条の6第7項)

顧問弁護士・顧問税理士・顧問会計士は監事になれるか (国のFAQより)

法人から委託を受けて記帳代行や税理士業務を行う場合は自己点検に当たるため適当でないが, 法律面や経営面のアドバイスのみ行う契約となっている場合には監事に選任することは可能。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問38)

③ 監事の権限等

監事は理事の職務執行を監査し, 監査報告を作成する。
(改正法第45条の18第1項)

このため, 理事や法人の職員に対して事業の報告を求めたり, 自ら法人の業務や財産の状況の調査を行うことができる。(同条第2項)

次のような義務や権限が与えられている。(同条第3項, 一般法人法第100条~第103条)

一般社団法人及び一般社団法人に関する法律

(理事への報告義務)

第100条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第101条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第102条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第103条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

監事が欠席した場合に理事会は成立するのか (国のFAQより)

- ① 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務づけられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効。
- ② なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問44-3)

④ 監事の報酬及び費用請求

1. 監事の報酬は、理事と同様に、定款又は評議員会で定める必要がある。(改正法第455条の18第3項で準用する一般法人法第1055条)
2. 監事が社会福祉法人に対して、その職務の執行に係る費用又は債務の請求を行った場合に関する規定が設けられた。(同法第106条)

3 社会福祉法人の理事会

(1) 組織・職務

理事会は、すべての理事で組織する。(改正法第45条の13第1項)

理事会の職務(同条第2項)

理事会は次の職務を行う

- ①社会福祉法人の業務執行の決定(改正法第45条の13第2項第1号)
- ②理事の職務の執行の監督(同条同項第2号)
- ③理事長の選定及び解職(同条同項第3項)

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担う。

もしも、法人が不適切な運営を行い、それを是正することができない場合には、理事全員が責任を問われる可能性がある。

理事長又は業務執行理事が、3月に1回以上、自己の職務の執行状況を報告しなければならない定めがあるので、理事会には原則として年4回以上報告することになる。(報告については、定款で4月を超える間隔で年2回とすることも可。)

(改正法第45条の16第2項、第3項)

(2) 招集

理事会は各理事が招集することとされているが、定款又は理事会で理事会を招集する理事(招集権者)を定めることができる。(改正法第45条の14第1項)

この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。(同条第2項)

また、この請求があった日から5日以内に、この請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。(同条第3項)

理事会を招集する者は、理事会の日の原則として1週間前(定款で短縮が可)までに、理事及び監事の全員にその通知を発する必要がある。(改正法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第1項)

通知の方法については、評議員が書面で行うことになっているのに対し、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えない。

また、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。(同条第2項)

評議員会の招集について
(国のFAQより)

評議員会の招集を決定する理事会は、定時評議員会については計算書類等の据え置き及び閲覧に関する規定があるので2週間前までに開催し、それ以外の評議員会については理事会終了後、1週間の間隔を置くことが必要。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問29-3)

(3) 議事

- ① 理事会の決議は、議決に加わることができ、議決に加わることができ理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。(定款で出席や採決の割合を上回る数に定めることも可能。)(改正法第45条の14第4項)
- ② 議事に特別の利害関係を有している理事は、議決に加わることはできない。(同条第5項)
- ③ 理事会の決議に参加した理事であって議事録に意義をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。(同条第8項)
- ④ 理事会では、書面又電磁的方法による議決権の行使や、代理人持ち回りによる議決権の行使は認められない
※理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善管注意義務が課せられ(改正法第38条・民法第644条)理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるため。

- ⑤ 理事会の議事は、省令の定めに従い議事録を作成し、理事会に出席した理事及び監事が署名(又は記名押印)する必要がある。(定款で署名理事を理事長と定めることもできる。)(同条第6項)
- ⑥ 理事会の議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。(改正法第45条の15)

(4) 委任の禁止

理事会は、次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
(改正法第45条の13第4項)

- ① 重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号)
- ② 多額の借財(同条同項第2号)
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任(同条同項第3号)
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(同条同項第4号)
- ⑤ 内部管理体制の整備(同条同項第5号)
- ⑥ 理事等の責任の免除(同条同項第6号)

(5) 議決の省略

定款の定めるところにより、理事の提案について、あらかじめ、この提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。

(改正法45条の14第9項)

※定款例 第26条第2項 参照

理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだからである。

H28. 6. 20 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)より

※扱いについては慎重に行う必要があります。